

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(融資機関)</p> <p>第3条 本資金の融資機関は、次に掲げる者のうち県税の滞納がない者とする。</p> <p>(1) <u>西日本</u>信用漁業協同組合連合会</p> <p>(2) 農林中央金庫</p> <p>(3) 銀行</p> <p>(4) 信用金庫</p> <p>(5) 信用協同組合</p> <p>第4条～第9条 略</p> <p>(審査委員会)</p> <p>第10条 本資金の融通を適正かつ円滑に推進するため審査委員会を設置する。</p> <p>2 審査委員会は、それぞれ次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 主として遠洋まぐろ漁業を営む場合</p> <p>ア 高知県水産振興部水産政策課（以下「水産政策課」という。）を代表する者</p> <p>イ 農林中央金庫を代表する者</p> <p>ウ 日本かつお・まぐろ漁業協同組合を代表する者</p> <p>エ 全国遠洋沖合漁業信用基金協会を代表する者</p> <p>オ その他審査委員会において必要があると認める者</p> <p>(2) 前号に規定する以外の場合</p> <p>ア 水産政策課を代表する者</p> <p>イ 農林中央金庫を代表する者</p> <p>ウ 高知県漁業協同組合連合会を代表する者</p> <p>エ <u>西日本</u>信用漁業協同組合連合会を代表する者</p> <p>オ 全国漁業信用基金協会高知支所を代表する者</p> <p>カ その他審査委員会において必要があると認める者</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>	<p style="text-align: center;">高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(融資機関)</p> <p>第3条 本資金の融資機関は、次に掲げる者のうち県税の滞納がない者とする。</p> <p>(1) <u>高知県</u>信用漁業協同組合連合会</p> <p>(2) 農林中央金庫</p> <p>(3) 銀行</p> <p>(4) 信用金庫</p> <p>(5) 信用協同組合</p> <p>第4条～第9条 略</p> <p>(審査委員会)</p> <p>第10条 本資金の融通を適正かつ円滑に推進するため審査委員会を設置する。</p> <p>2 審査委員会は、それぞれ次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 主として遠洋まぐろ漁業を営む場合</p> <p>ア 高知県水産振興部水産政策課（以下「水産政策課」という。）を代表する者</p> <p>イ 農林中央金庫を代表する者</p> <p>ウ 日本かつお・まぐろ漁業協同組合を代表する者</p> <p>エ 全国遠洋沖合漁業信用基金協会を代表する者</p> <p>オ その他審査委員会において必要があると認める者</p> <p>(2) 前号に規定する以外の場合</p> <p>ア 水産政策課を代表する者</p> <p>イ 農林中央金庫を代表する者</p> <p>ウ 高知県漁業協同組合連合会を代表する者</p> <p>エ <u>高知県</u>信用漁業協同組合連合会を代表する者</p> <p>オ 全国漁業信用基金協会高知支所を代表する者</p> <p>カ その他審査委員会において必要があると認める者</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の一部改正新旧対照表

<p>8 略</p> <p>第 11 条～第 12 条 略</p> <p>(低利預託資金の造成等)</p> <p>第 13 条 基金協会は、前条第 3 項の規定により決定した貸付目標額の預託資金として県造成分に相当する額（以下「<u>県低利預託資金</u>」という。）を、全国漁業信用基金協会高知支所にあつては<u>西日本信用漁業協同組合連合会</u>から、全国遠洋沖合漁業信用基金協会にあつては農林中央金庫から次に定めるところより借入れを行うものとする。</p> <p>(1) 借入額は、前条第 3 項の規定により決定した貸付目標額の 4 分の 1 に相当する額とすること。</p> <p>(2) 当該借入れに係る金利は、1. 4 7 5 パーセント以内とし、借入時の農林中央金庫の長期プライムレートを適用すること。</p> <p>2 知事は、別に定めるところにより、<u>西日本信用漁業協同組合連合会</u>及び農林中央金庫に対し、前項の借入れに係る利子補給金を交付することとし、利子補給率は、基金協会の利子負担をなくすため前項第 2 号の規定による率とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>第 14 条～第 20 条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～8 略</p> <p><u>9 この要綱は、令和 4 年 12 月 20 日から施行し、同年 11 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>8 略</p> <p>第 11 条～第 12 条 略</p> <p>(低利預託資金の造成等)</p> <p>第 13 条 基金協会は、前条第 3 項の規定により決定した貸付目標額の預託資金として県造成分に相当する額（以下「<u>県低利預託資金</u>」という。）を、全国漁業信用基金協会高知支所にあつては<u>高知県信用漁業協同組合連合会</u>から、全国遠洋沖合漁業信用基金協会にあつては農林中央金庫から次に定めるところより借入れを行うものとする。</p> <p>(1) 借入額は、前条第 3 項の規定により決定した貸付目標額の 4 分の 1 に相当する額とすること。</p> <p>(2) 当該借入れに係る金利は、1. 4 7 5 パーセント以内とし、借入時の農林中央金庫の長期プライムレートを適用すること。</p> <p>2 知事は、別に定めるところにより、<u>高知県信用漁業協同組合連合会</u>及び農林中央金庫に対し、前項の借入れに係る利子補給金を交付することとし、利子補給率は、基金協会の利子負担をなくすため前項第 2 号の規定による率とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>第 14 条～第 20 条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～8 略</p>
--	---